

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 522203
- 2 案 件 名 深谷貯水池水位観測装置
- 3 案件場所 宝塚市 蔵人 地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年(2023年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所： 大阪市北区堂島浜2丁目2番8号 東洋紡ビル 4F  
社名： 西菱電機株式会社
- 6 指 定 理 由 (根拠)  
地方公営企業法施行令第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市水道事業及び下水道事業会計規程 第91条  
  
(指 定 理 由)  
遠方監視通報装置の機器交換（クラウドシステム化）については一昨年より西菱電機㈱にて業務を行っています。  
クラウドシステムについては、各現場盤から西菱電機㈱サーバーに集約され、サーバーと監視端末（ブラウザ）を通じて現在マンホールポンプの監視を行っています。（令和3年度末現在 38 機場取替済）  
今回、深谷貯水池の水位観測についても同クラウドシステムを導入する事により、将来の雨水監視システムとの一体化、中央監視機器の台数減によるスマート化など維持管理の向上につながります。システムの故障時の対応を含めた交換後のアフターフォロー、システムの機能維持を行う上では、上記業者でなければ実施できません。  
今回、クラウドシステムの製造メーカーであり、システム全体に精通している西菱電機㈱と随意契約を依頼します。
- 7 問 合 せ 先 上下水道局 下水道課 TEL：(0797)77-2105